

令和7年度熊野町立熊野第三小学校

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校の際は、安全に留意する。

- (1) 7時40分から8時10分までに登校する。
- (2) 決められた通学路を通る。
- (3) 登校後は、忘れ物を家に取りに帰らない。
- (4) 下校時刻を守る。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

(欠席・遅刻・早退)

第3条 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

- (1) 欠席・遅刻の場合、保護者が8時10分までに理由を学校に連絡帳または電話で連絡する。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

- (1) 特異な髪型はしない。
襟や目にかからない髪の長さとする。目にかかる場合は、黒、シルバーのピンで留める。
 - ① 肩にかかる場合、黒・紺・茶色のゴムで束ねる。(耳より下)
 - (2) 染色・脱色剤などは、健康を保つという観点からしない。
- 2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) 口紅(色つき・香つきリップクリームを含む)等の化粧類
- (2) マニキュア, シール等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス, 指輪, ネックレス, ブレスレット, ミサンガ等の装身具
- (4) 眉毛をそったり抜いたりし, 不自然な形にすること。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(服装・身なり等)

第6条 基準服を着用することとする。冬服については、冬服のきまりに従う。

第7条 以下のような着こなしを行う。

(1) シャツ

- ① シャツは白(カッター・ブラウス・ポロシャツ)を着用する。
- ② 裾をズボン・スカートの中に入れる。
- ③ シャツの下に着用する下着は、ポロシャツを通して透けないものとする。(ポロシャツの襟元から下着を出さない。)

(2) ズボンをずらした着こなしはしない。

(3) スカート

- ① 膝立をして床につく長さ
- ② 下にハーフパンツをはかない。スパッツはスカート下から見えなければ可。

(4) ベスト・セーター・カーディガン

- ① 黒・紺でポロシャツの襟が出るもので、基準服の下に着用する。
- ② 着用する場合は、裾や袖口からはみ出さないようにする。

(5) 体育の時は、指定している体操服、赤白帽子を着用する。

(6) 靴下

ソックス又はハイソックスで、白、黒、紺の無地の靴下とする。(小さいワンポイント可、くるぶしソックスは不可)

(7) 靴

① 通学靴

白色の運動靴（運動に適したもの、底が分厚くないもの）とする。

② 上履き

校内では、上履きを履く。色は、白とする。

(8) 名札

学校指定の名札とする。

- 2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(不要物)

第8条 ゲーム、携帯電話・スマートフォン類、菓子類、不必要なお金等学習に必要なものは、学校に持ってこないこととする。

学習に関する持ち物は、別紙「持ち物についての約束」に則る。

- 2 違反があった場合は、不要物を学校で預かり、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(校内での生活)

第9条 校内では、学校のきまりである別紙「くまさんのやくそく」を守って過ごすこととする。

第3章 校外での生活に関すること

(校外での生活)

第10条 校外では、社会のきまりやマナーを守り、安全に過ごすこととする。(原則として保護者の責任のもとで行動する。)

(1) 帰宅の時刻を守る。

4月から9月までは、午後6時

10月から3月までは、午後5時

- (2) 下校後、学校に来て遊ぶ時は、**お菓子やジュースを持ってこない。また、携帯電話、スマートフォン、タブレット、ゲーム等も破損などのトラブルが危惧されるため、持ってこない。**

- (3) 子どもだけで町外に出たり、カラオケ、スーパー、映画館、ゲームセンター等に行ったりしない。また、用事がないのに、店に入らない。

- (4) 危険な行為・人の迷惑になる行為（火遊び・道路でのスケートボード等・エアガン・落書き・ベル押し等）をしたり、危険な場所（川・池・駐車場・工事現場等）に行ったりしない。

- (5) お金の貸し借りや、物の交換、あげたりもらったりはしない。

- (6) 特別な事情がない限り、友達の家泊まらない。

- (7) 道路を歩くときや自転車に乗るときは、次のことに気をつけて乗る。

① 2人乗りはしない。

② 横断歩道がない所を渡らない。

③ ヘルメットを着用する。

④ 1・2年生は、保護者の許可があれば乗ってもよい。3年生以上は、ルールを守って乗る。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第11条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

① 喫煙・飲酒

② 暴力・強要行為

③ 建造物・器物破損

(落書き、インターネットや交換日記等への悪質な書き込み、卑劣な行為)

④ 窃盗・万引き

⑤ 性に関するもの

⑥ 薬物等乱用

⑦ 刃物等所持

⑧ 交通違反

⑨ その他の法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）

② いじめ

③ カンニング

④ 家出および深夜徘徊

⑤ バイク乗車

⑥ 無断アルバイト

⑦ 暴走族等への加入

⑧ 登校後の無断外出、無断早退

(無断で教室外に出ることも含む)

- ⑨ 指導に従わない等の指導無視および暴言等
- ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為
- ⑪スマートフォンやタブレット等でのSNS
のトラブル(悪質な書き込み、卑劣な行為な
ど)に関して、より専門的な対応が必要な場
合、専門機関や警察との連携を行うことがあ
る。

第12条 特別な指導のうち、反省指導は次の
とおりとする。

- (1) 説諭(短時間)
- (2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省
指導、奉仕活動等)
 - ① 別室による反省
 - ② 授業観察による反省指導
 - ③ 奉仕作業による反省指導
 - ④ 教育相談と反省指導を複合した指導
 - ⑤ 保護者来校による授業観察指導
 - ⑥ 学校と保護者による協議
- (3) 家庭反省指導(週休日、休日を活用する)

(反省指導の実施)

第13条 反省指導は、原則として学校反省と
する。ただし、状況によっては家庭反省を週休
日、休日に行う場合がある。

2 学校反省は登校させて別室で行う反省指導
と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省の
2段階とする。

- (1) 反省指導期間中にある学力調査等は、別
室で実施する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事の参加は、
別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第14条 別室反省の期間は、概ね3日から5
日とし、授業反省の期間は、概ね5日から10
日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し
等により、指導期間を変更することがある。

(規程の周知)

第15条 児童を対象とする全校集会や保護者
を対象とする入学説明会、PTA総会等で、説
明を行う。

<附則>

この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成25年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年4月1日より施行する。
この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、令和3年4月1日より施行する。
この規程は、令和4年4月1日より施行する。
この規定は、令和6年4月1日より施行する。
この規定は、令和7年1月7日より施行する。
この規定は、令和7年4月1日より施行する。